

安倍政権下で
実質6.4%減額！

STOP年金引き下げ

この国の年金は、安倍政権下の8年で実質6.4%も削減され、後継の菅政権は、「新型コロナ禍の脅威のなかで年金を下げないで」との高齢者の訴えに背を向けて0.1%削減しました。その根っこにあるのがマクロ経済スライドの徹底と物価スライドを無視した年金改定の新ルールです。

年金自動引き下げの仕掛け マクロ経済スライドは廃止しかない！

マクロ経済スライドは、年金を2040年代まで毎年下げ続け、物価が上がっても年金の実質価値(消費購買力)を減らし続ける仕組みです。景気後退期に減額できなかった分は、次年度以降に繰越・合算して減額する仕掛けまで導入し実施しました。

国はマクロ経済スライドで年金支給額を7兆円も削減することを認めています。年金は高齢者・障がい者の命綱、直ちに廃止すべきです。

減り続ける年金が大問題 女性の低年金はさらに深刻

年金が減り続ける中、高齢者の貧困が広がっています。40年間も国民保険料を納め続け、受け取る年金は最高でも6万5千円に過ぎません。厚生年金でも、とくに女性の場合、結婚・出産・育児で被保険者期間に長い空白が生じ、老後に受け取る年金は微々たる額になってしまいます。月額10万円未満の厚生年金受給者は、男性124.5万人(11.5%)に対して、女性は半数以上の267.5万人(50.7%)に達します。

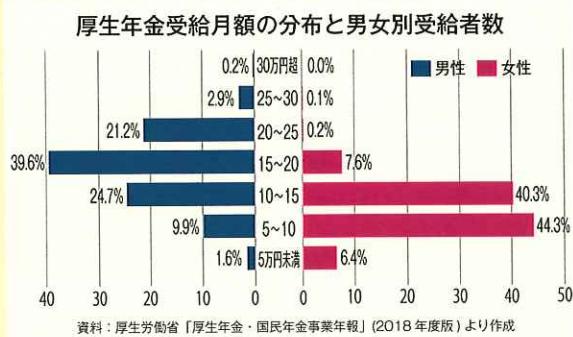
働きざるを得ない高齢者が増え、その圧倒的多数が非正規・低賃金の仕事を余儀なくされ、生活保護世帯の半数以上を高齢者世帯が占めています。



若い人も

高齢者も

安心できる年金制度を



国連も最低保障年金制度の導入を勧告

国連・社会権規約委員会は「日本の高齢者、とくに高齢女性の貧困の増大を懸念」し、繰り返し最低保障年金の導入を日本に勧告していますが、政府はこれを拒否しています。女性の低年金はジェンダー問題でもあります。全額国庫負担による最低保障年金の実現は高齢者と働くすべての人の切実な願いであり要求です。

当面、全ての高齢者に3.3万円を

現在でも、日本の国民年金(基礎年金)額の半分は国の負担です(満額で約3.3万円)。年金者組合は、当面、すべての高齢者に3.3万円を支給することを無年金・低年金者をなくすことを提案し要求しています。

●多くの自治体が要求している
年金の毎月支給をすぐに！
●25兆円の損失。株式運用はや
めて安定的運用を！
●コロナ禍でGPI-F19年度8・

現在		要求実現で	
受給額	国庫負担	国庫負担	受給額
無年金	0	3.3万円	3.3万円
2万円	1万円	4.3万円	4.3万円
4万円	2万円	5.3万円	5.3万円



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL (03) 5978-2751 FAX (03) 5978-2777



全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620

若い人も高齢者も安心できる年金制度を

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2021年度の年金は、賃金が物価変動率を下回っているとして、従来であれば据え置きであったものを21年度から実施の新「改定ルール」によって賃金に合わせ、0.1%の減額となりました。コロナ禍による感染拡大と医療崩壊の危機という厳しい状況の中で困難を強いられている高齢者の生活実態を見ない対応です。これによって、安倍政権下の8年で実質6.4%減額がされた年金がさらに引き下げられることになります。

国民年金(基礎年金)も満額で月65,075円に引き下げられ、「健康で文化的な生活」(憲法25条)にはほど遠く、そこから医療・介護保険料が差し引かれて可処分所得は減り続け、高齢者の貧困がさらに広がります。

さらに、マクロ経済スライドは、賃金・物価がマイナスのため「調整」という名の減額が今年度は実施されず次年度以降に繰り越しとなりましたが、すでに19年度から実施されている「未調整」分の繰り越しで、来年度以降に合算して減額するという冷酷極まりない年金引き下げのレールが敷かれています。

高齢者の現在と若い人の将来の生活を成り立たなくする際限ない年金引き下げの仕組みを一掃し、若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度をつくるために以下の事項を請願します。

請願項目

1. 年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること
2. 65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと
3. 年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること
4. 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること
当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること
5. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など加入者・受給者のために運用・充当すること

氏名	住所
	都・道 府・県

※氏名、住所の記入欄に「同上」「〃」は不可、住所は番地まで記入をお願いします



〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL (03) 5978-2751 FAX (03) 5978-2777



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620